

(仮称) 福島北風力発電事業
環 境 影 響 評 価 準 備 書
補 足 説 明 資 料

令和 5 年 3 月

H S E 株式会社

風力部会 補足説明資料 目次

1. 改変区域図について	【平口顧問】	【準備書 p. 17】	1
2. 改変区域図について	【平口顧問】	【補足説明資料 No. 1】	1
3. 盛土について	【平口顧問】	【準備書 p. 39】	1
4. 大型資材の積み替えについて	【近藤顧問】	【準備書 p. 77】	3
5. 輸送路について	【近藤顧問】	【準備書 p. 78】	3
6. 改行について	【近藤顧問】	【準備書 p. 79】	3
7. 道路工事区域などの雨水排水対策について	【水鳥顧問】	【準備書 p. 82】	3
8. 温室効果ガスについて	【平口顧問】	【準備書 p. 90】	4
9. 風速計の高度について	【近藤顧問】	【準備書 p. 100】	4
10. 風向頻度及び風向別平均風速の表について	【近藤顧問】	【準備書 p. 103】	4
11. 浮遊城粒子状物質の短期評価について	【近藤顧問】	【準備書 p. 115】	4
12. 主な湖沼について	【中村顧問】	【準備書 p. 125】	5
13. 水象の状況について	【岩田顧問】	【準備書 p. 125, p. 206】	5
14. 魚類の重要な種について	【岩田顧問】	【準備書 p. 149】	6
15. 公共用水域放射性物質モニタリングの状況について	【岩田顧問】	【準備書 p. 192】	7
16. 一般交通量調査の位置について	【近藤顧問】	【準備書 p. 215】	7
17. 地域特性の記載について	【近藤顧問】	【準備書 p. 384】	9
18. ハブ高度の有効風速について	【近藤顧問】	【準備書 p. 405】	9
19. 地形及び地質の現地調査について	【近藤顧問】	【準備書 p. 411】	10
20. 風車の影の調査地点、調査地域、予測地点について	【近藤顧問】	【準備書 p. 412】	10
21. 放射線量調査地点について	【近藤顧問】	【準備書 p. 477】	11
22. 建設機械の稼働による騒音について	【岡田顧問】	【準備書 p. 508】	11
23. 新たな沢筋について	【水鳥顧問】	【準備書 p. 584】	12
24. 濁りの現地調査結果について	【平口顧問】	【準備書 p. 586】	12
25. 濁水到達距離の推定結果について	【平口顧問】	【準備書 p. 600】	12
26. 濁水到達距離の推定結果について	【平口顧問】	【補足説明資料 No. 25】	15
27. 強雨時の監視計画について	【水鳥顧問】	【準備書 p. 601】	15
28. 強雨時の監視計画について	【水鳥顧問】	【補足説明資料 No. 27】	15
29. 魚類調査地点について	【岩田顧問】	【準備書 p. 703、704】	16
30. 魚種名について	【岩田顧問】	【準備書 p. 706】	16
31. 誤記について	【岩田顧問】	【準備書 p. 708】	17
32. コウモリの録音ファイル数の割合について	【川路顧問】	【準備書 p. 817】	18
33. 爬虫類、両生類への影響予測について	【岩田顧問】	【準備書 p. 874、878】	19
34. 爬虫類、両生類への影響予測について	【岩田顧問】	【補足説明資料 No. 33】	19
35. 誤記について	【岩田顧問】	【準備書 p. 890 ほか】	19
36. 半田山からの景観について	【小島顧問】	【準備書 P9, P369, P375, P462, P1086 および P1113】	20
37. タイヤ洗浄後の土砂について	【近藤顧問】	【準備書 p. 1135】	20

38. 土壌の放射性物質濃度測定結果について	【中村顧問】	【準備書 p. 1143】		21
39. 沈砂池から排出される浚渫土の処分方法について	【水鳥顧問】	【準備書 p. 1145】		21
40. 沈砂池から排出される浚渫土の処分方法について	【水鳥顧問】	【補足説明資料 No. 39】		21
41. 伐採木の管理について	【近藤顧問】	【準備書 p. 1146】		21

1. 改変区域図について 【平口顧問】【準備書 p. 17】

改変区域図の既設道路には「供用後消失区間」とされている区間がありますが、これらの区間の現況（路面・排水状況）と整備計画（緑化の有無）等について教えてください。

本区間の現況について、路面は砂利敷であり、排水状況としては止水エースが各所にあります。林道付け替え後の消失区間の整備計画については、福島森林管理署が実施する予定です。

2. 改変区域図について 【平口顧問】【補足説明資料 No. 1】

消失区間の整備については、本事業ではなく、福島森林管理署が実施される予定とのこと、了解しました。

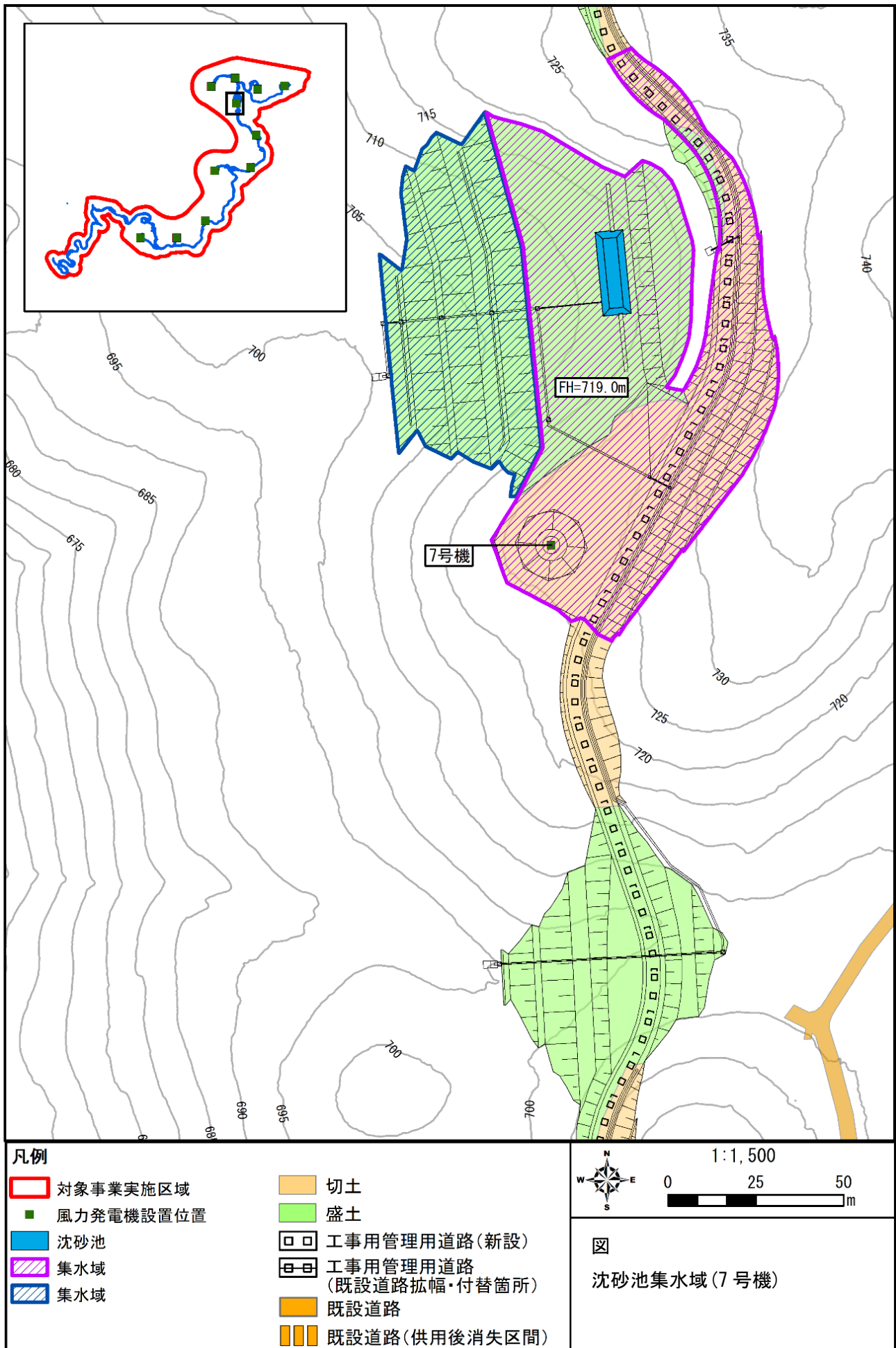
もしもその整備計画の実施時期や内容等が分かれば教えてください。（例えば、緑化をする場合は本事業に合わせて（あるいは数年後に）実施するかなど）。

福島森林管理署が実施する整備計画の実施時期や内容等は把握しておりません。

3. 盛土について 【平口顧問】【準備書 p. 39】

盛土上にある沈砂池No. 7の縦断面図および排水路をお示し下さい。また、集水域をお示し下さい。

沈砂池 No. 7 の縦断面図および排水路は別添 Q3 に示します。また、沈砂池 No. 7 の集水域は次図のとおりです。



4. 大型資材の積み替えについて 【近藤顧問】【準備書 p. 77】

大型資材の輸送に際し途中での積み替えを行うのでしょうか。行う場合には周辺民家等から離隔をとるようにお願いします。概ね100m以内に民家等が存在する場合には、二酸化窒素の短期評価を行うことを検討してください。

大型資材の積替場は未定ですが、積替場から 100m 以内に民家が存在する場合には、二酸化窒素の短期評価を行うことを検討します。

5. 輸送路について 【近藤顧問】【準備書 p. 78】

図2.2-9の「国道399号」のラベルの下あたりで緑の実線で書かれた部分でその下にピンク色がわずかに見える輸送経路がありますが、ここでは折り返しを行うのでしょうか。

折り返しを検討しております。

6. 改行について 【近藤顧問】【準備書 p. 79】

8行目に不要な改行があります。

ご指摘を踏まえ、評価書において適切に修正します。

7. 道路工事区域などの雨水排水対策について 【水鳥顧問】【準備書 p. 82】

風力発電機組立ヤード以外の道路工事区域などの雨水排水対策について、第10章中には記載があるものの、第2章においても記載してください。

ご指摘を踏まえ、評価書の第2章に記載します。

8. 温室効果ガスについて 【平口顧問】【準備書 p. 90】

タイトルには温室効果ガスとありますが、内容は二酸化炭素に限定されているようなので、それに応じたタイトルに変更されてはいかがでしょうか。

タイトルについては「3)温室効果ガス(二酸化炭素)」に変更します。

9. 風速計の高度について 【近藤顧問】【準備書 p. 100】

表3.1-1の福島地域気象観測所について年間平均風速が記載されているのに風速計の高度が記載されていません。風は別の場所で測っていることもありますので確認をお願いします。

気象観測は同箇所の福島地方気象台で実施しており、風速計の高度が26mとの記載がありましたので、評価書において正しく修正します。

10. 風向頻度及び風向別平均風速の表について 【近藤顧問】【準備書 p. 103】

表3.1-2(3)の一番下の欄が「総計」になっていますが他の同様な表と同じように「平均」にしたほうがよいのではないのでしょうか。

ご指摘を踏まえ、他表に合わせて「平均」に統一します。

11. 浮遊粒子状物質の短期評価について 【近藤顧問】【準備書 p. 115】

表3.1-7(5)の浮遊粒子状物質の短期評価は南町局も1日平均値が0.1ppmを1日超えているので短期的評価が×になるのではないのでしょうか。

ご指摘のとおり誤りでしたので評価書において正しく修正します。

12. 主な湖沼について 【中村顧問】【準備書 p. 125】

事業実施区域周辺の主な湖沼として、「西側に摺上川ダム、北側に七ヶ宿ダム」が挙げられています。「ダム」は通常堤体を指すものと思いますので、ここでは、ダム湖かダム貯水池とするか、あるいはそれぞれ、茂庭っ湖、七ヶ宿湖と呼ばれていますので、それらの呼称を使うべきかと思います。

ご指摘を踏まえ、評価書において「西側に摺上川ダム(茂庭っ湖)、北側に七ヶ宿ダム(七ヶ宿湖)」に表現を修正します。

13. 水象の状況について 【岩田顧問】【準備書 p. 125, p. 206】

魚類の調査地点の設定根拠等に「藤倉ダム」の記述がありますので、水象の状況にも記述および図示することを御検討下さい。また、湖沼の利用状況に摺上川ダム、七ヶ宿ダム等の利用目的などの説明を加えていただけると理解の助けになると思います。

ご指摘を踏まえ、評価書において藤村ダム、摺上川ダム及び七ヶ宿ダムの情報を追加します。

14. 魚類の重要な種について 【岩田顧問】【準備書 p. 149】

「カジカ」についても、例えばふくしまレッドリスト（2021年版）ではカジカ（大卵型）等と記載されていますので注記が必要ではありませんか。

ご指摘踏まえ、評価書において下表の赤字のとおり修正します。

表 3. 1-32 (6) 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準						
				1	2	3	4	5	6	7
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種				VU	EN	NT	
2			スナヤツメ類				*1	*1	*1	
3	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ				EN	VU	NT	
4	コイ目	コイ科	キンブナ				VU	EN	VU	
5			タナゴ				EN	EN	CR+EN	
6			アカヒレタビラ				EN		CR+EN	
7			ゼニタナゴ				CR	CR	CR+EN	特定
8			シナイモツゴ				CR	CR	CR+EN	
9		ドジョウ科	ドジョウ				NT	DD		
10			ヒガシシマドジョウ					NT		
11		フクドジョウ科	ホトケドジョウ				EN	VU	NT	
12	ナマズ目	ギギ科	ギバチ				VU	EN	NT	
13		アカザ科	アカザ				VU	CR		
14	サケ目	サケ科	アメマス類				*2			
15			サクラマス（ヤマメ）				NT			
16	ダツ目	メダカ科	メダカ類				*3	*3	*3	
17	スズキ目	カジカ科	カジカ				NT*4	EN*4		
18		ハゼ科	シマヨシノボリ					DD		
19			オオヨシノボリ					VU		
20			ジュズカケハゼ				NT	EN	NT	
計	7 目	11 科	20 種	0 種	0 種	0 種	17 種	17 種	12 種	1 種

注) 1. 選定基準は、表 3. 1-31 に対応する。

注) 2. 種名、種の配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度版」に準拠した。

*1：スナヤツメ北方種の場合、環境省 RL の絶滅危惧 II 類 (VU)、福島県 RL の絶滅危惧 IB 類 (EN)、宮城県 RL の情報不足 (DD) に該当する。

スナヤツメ南方種の場合、環境省 RL の絶滅危惧 II 類 (VU)、福島県 RL の絶滅危惧 IB 類 (EN)、宮城県 RL の準絶滅危惧 (NT) に該当する。

*2：ニッコウイワナの場合、環境省 RL の情報不足 (DD) に該当する。

*3：ミナミメダカの場合、環境省 RL の絶滅危惧 II 類 (VU)、福島県 RL の絶滅危惧 IB 類 (EN)、宮城県 RL の準絶滅危惧 (NT) に該当する。

キタノメダカの場合環境省 RL の絶滅危惧 II 類 (VU)、福島県 RL の絶滅危惧 IB 類 (EN)、宮城県 RL の準絶滅危惧 (NT) に該当する。

*4：カジカ (大卵型) の場合、環境省 RL の準絶滅危惧 (NT)、福島県 RL の絶滅危惧 IB 類 (EN) に該当する。

15. 公共用水域放射性物質モニタリングの状況について 【岩田顧問】【準備書 p. 192】

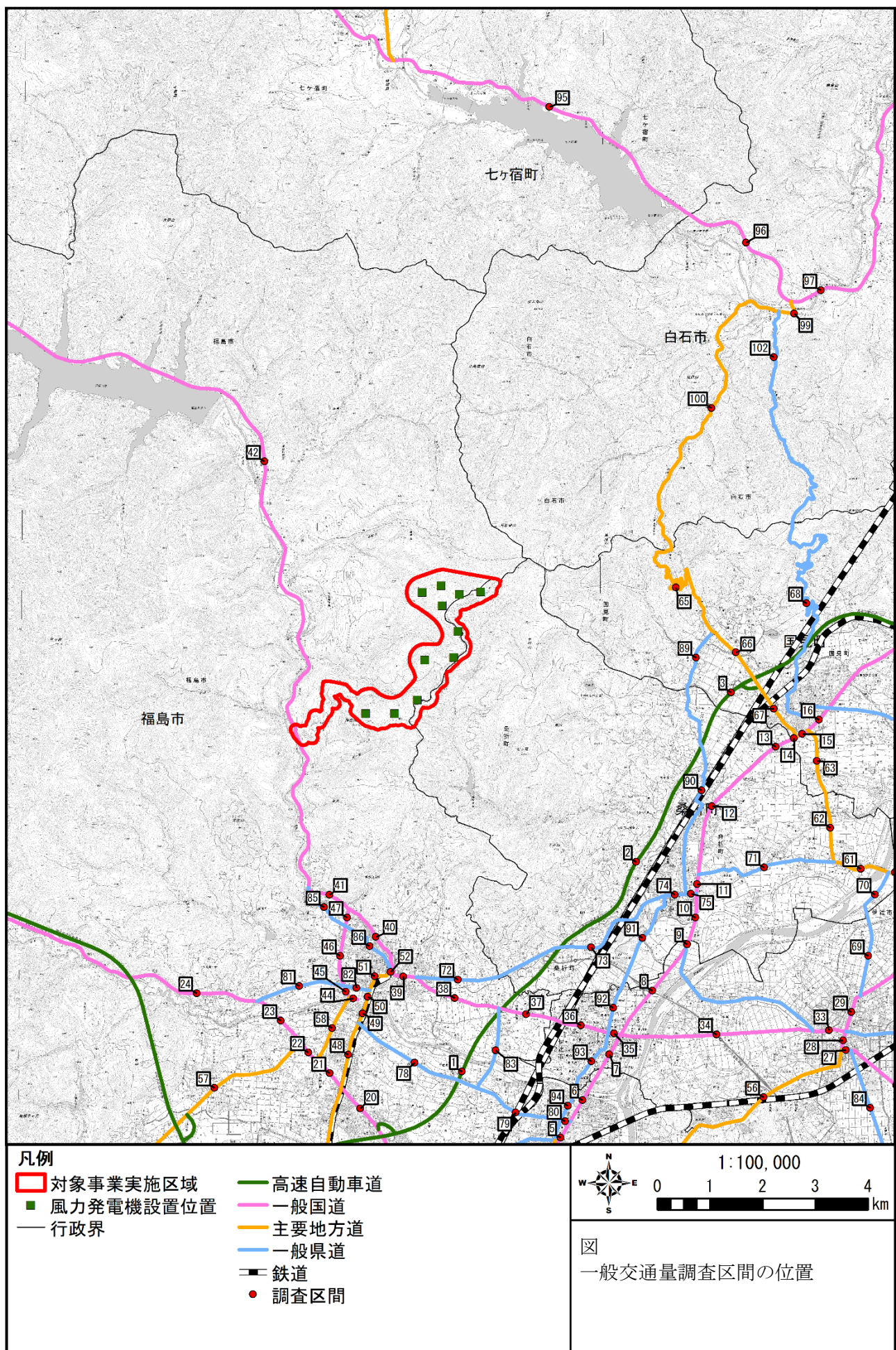
「底質におけるCs-134 は不検出～41Bq/kg であり、Cs-137 は19～1,100Bq/kg」と記述されていますが、表中にはこれより高い値がみられるのは何故ですか。また、表では水質の検出下限値が試料によって変化していますので「検出下限値：1Bq/L」との記述は不要ではないでしょうか。

表中の数字と本文の数字が不整合となっておりましたので評価書において正しく修正します。
また、検出下限値の記述についてはご指摘踏まえて評価書において削除とします。

16. 一般交通量調査の位置について 【近藤顧問】【準備書 p. 215】

表3.2-11の交通量を測定したリンクが図3.2-6主要な交通の状況のどこにあるのか、工事用資材の輸送経路に関係するところだけでも示していただけないでしょうか。

準備書で示した一般交通量調査区間の位置は次図のとおりです。



17. 地域特性の記載について 【近藤顧問】【準備書 p. 384】

主な地域特性1) 大気環境の状況に「白石測定局で浮遊粒子状物質 (SPM) の短期的評価のみ環境基準を達成していない。」という文章がありますが、前段で光化学オキシダントの環境基準を満たしていないことを言っているので、この文章はおかしいのではないのでしょうか。また令和2年度のことであれば南町局でも浮遊粒子状物質の短期的評価基準を満たしていないのではないのでしょうか。

ご指摘のとおり文章に誤りがありましたので評価書において正しく修正します。

18. ハブ高度の有効風速について 【近藤顧問】【準備書 p. 405】

ハブ高度の有効風速はどこでどのように測定または推定をしたのでしょうか。

住居から近い南側の風況観測塔（準備書 p. 491）の2高度(59.6m、40.0m)の風速データを基に、10分間平均風速の測定値からべき指数(n)を算出し、ハブ高さ(89.4m)における風速を推定しました。推定に用いた式を以下に示します（準備書 p. 498）。 U_1 及び U_2 は高さ H_1 及び H_2 における10分間平均風速(m/s)、 H_H はハブ高さ(m)、 U_H はハブ高さにおける10分間平均風速(m/s)を示します。

$$U_H = U_1 \left[\frac{H_H}{H_1} \right]^{\frac{1}{n}}$$

$$n = \frac{\log_{10} \frac{H_2}{H_1}}{\log_{10} \frac{U_2}{U_1}}$$

19. 地形及び地質の現地調査について 【近藤顧問】【準備書 p. 411】

「4. 調査地点【現地調査】「2. 調査の基本的な手法」の「(2)重要な地形及び地質の分布、状態及び特性」の調査結果を踏まえ、影響が想定される地域とした。」とありますが具体的に調査をしたのはどの地点またはどの範囲なのでしょうか。その地点の具体的選定理由を表で、またその場所について地図上で示す必要がありませんか。

5. 調査期間等の【現地調査】について、調査は終わっていると思いますのでいつ行ったのか記載をしたほうがよいのではないのでしょうか。

ご指摘を踏まえ、「4. 調査地点【現地調査】」の部分は「「2. 調査の基本的な手法」の「(2)重要な地形及び地質の分布、状態及び特性」の調査結果を踏まえ、「御在所山風穴」で実施した。」に修正のうえ、図 10. 1. 5-1 を表 8. 2-8 の次ページに追加します。

また、「5. 調査期間等【現地調査】」については「令和 3 年 8 月 28 日に 1 回実施した。」に修正します。

20. 風車の影の調査地点、調査地域、予測地点について 【近藤顧問】【準備書 p. 412】

調査地点、調査地域、予測地点については地図上に該当民家とともに示してください。

準備書 p. 612～p. 617 に示す D-1～D-4 が調査及び予測地点です。評価書において、第 8 章にも地図上に該当民家とともに示します。

21. 放射線量調査地点について 【近藤顧問】【準備書 p. 477】

沿道および環境の調査地点であるRおよびS-1からS-3の設定根拠を記載してください。

工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働における放射線の量の調査地点の設定根拠は以下のとおりであり、評価書において記載します。

工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働における放射線の量の調査地点の設定根拠

項目	地点名	設定根拠
空間線量	R	工事関係車両の走行に伴って、放射性物質を含んだ土壌粒子等が巻き上げられ、対象事業実施区域の周囲にある住居に飛来するおそれがあることから、現況値を把握するために対象事業実施区域の入口に最も近い国道 399 号沿いの住居を調査地点に設定いたしました。
	S-1	建設機械の稼働に伴って、放射性物質を含んだ土壌粒子等が巻き上げられ、対象事業実施区域の周囲にある住居に飛来するおそれがあることから、現況値を把握するために対象事業実施区域の南西側に位置する地域の住居を調査地点に設定いたしました。
	S-2	建設機械の稼働に伴って、放射性物質を含んだ土壌粒子等が巻き上げられ、対象事業実施区域の周囲にある住居に飛来するおそれがあることから、現況値を把握するために対象事業実施区域の西側に位置する地域の住居を調査地点に設定いたしました。
	S-3	建設機械の稼働に伴って、放射性物質を含んだ土壌粒子等が巻き上げられ、対象事業実施区域の周囲にある住居に飛来するおそれがあることから、現況値を把握するために対象事業実施区域の北西側に位置する地域の住居を調査地点に設定いたしました。

22. 建設機械の稼働による騒音について 【岡田顧問】【準備書 p. 508】

建設機械の稼働時間は8 時間、その評価時間を16 時間として等価騒音レベルを予測していますが、その結果（表 10.1.1-17）をみますと、環境騒音の増加量が3～10 dBになる時期があります。

したがって、建設作業時間帯（8時間）に限ると、さらに3 dBの増加になると予想されますので、住民への騒音影響が懸念されます。住民の理解が得られるように、事前説明に努めて下さい。

工事着手前には、地域住民に対して周知を行い、丁寧な説明を行います。

23. 新たな沢筋について 【水鳥顧問】【準備書 p. 584】

現地調査において、新たな沢筋がなかったか確認したい。

現地調査によって新たに確認した全ての流水域を図中に記載しています。

24. 濁りの現地調査結果について 【平口顧問】【準備書 p. 586】

夏季の濁りの調査結果は、降雨時の調査結果に比べても大きいようですが、これについて考察して下さい。

夏季は一般的に生物活動が活発な時期であり、W-2 及び W-3 の流量は小さいため、動植物プランクトン等の生物的な影響を受け、浮遊物質量が高くなった可能性が考えられます。

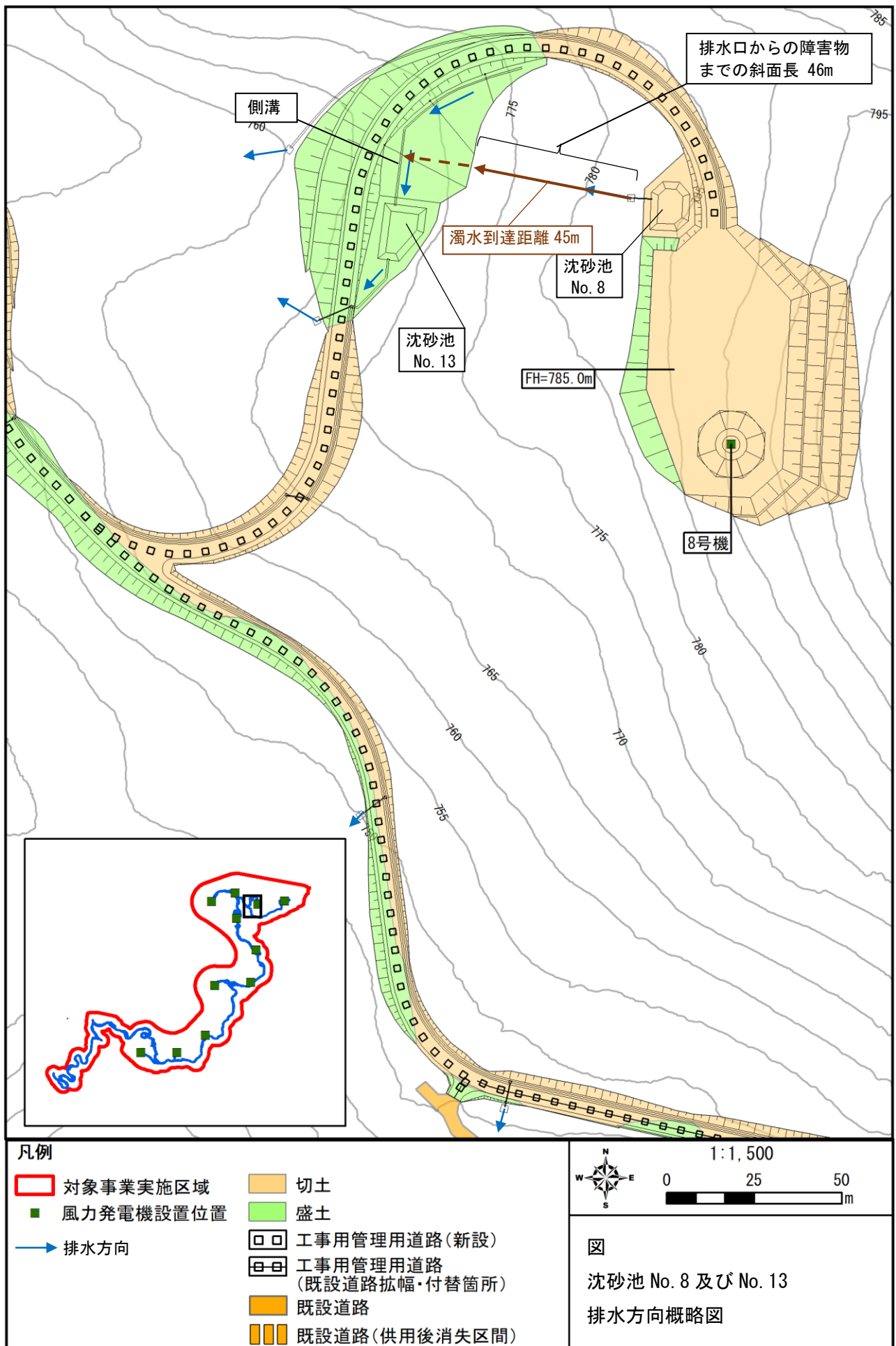
25. 濁水到達距離の推定結果について 【平口顧問】【準備書 p. 600】

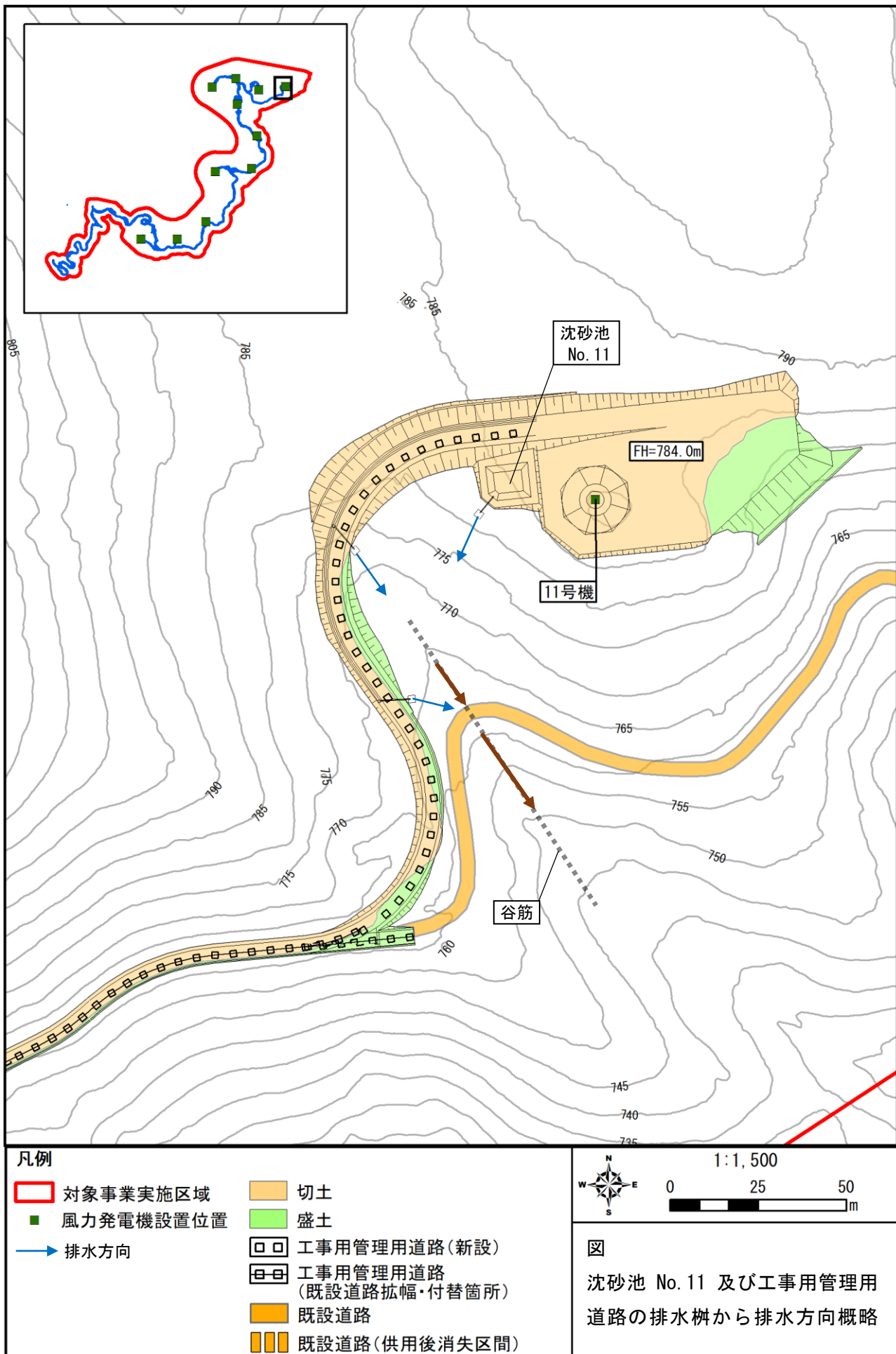
貯水池番号No. 8とNo. 11の予測結果は、道路への到達距離との裕度がほとんどありません。沈砂池からの排水の排水予想経路および道路へ到達した場合のその後の予想経路等について教えて下さい。特に、沈砂池No. 11からの排水と、近隣の2つの道路排水との関係についてもご検討下さい。

沈砂池 No. 8 からの排水は西側の新設道路方向に流れ、側溝を通過して沈砂池 No. 13 で集水したのち、暗渠により新設道路の西側へ放流する計画です。

また、沈砂池 No. 11 及び近接する2個の道路排水柵からの排水は、流量を変更することのないよう谷筋へ放流し、南側の既設道路方向に流れたのち、そのまま既設道路の南側の谷筋に流れます。

沈砂池 No. 8、沈砂池 No. 11 及び近接する2つの道路排水柵の排水方向概略図は次図のとおりです。





26. 濁水到達距離の推定結果について 【平口顧問】【補足説明資料 No. 25】

図面の作成、ありがとうございます。

沈砂池No. 8からの排水は沈砂池No. 13に流入する可能性があるため、沈砂池No. 13の沈砂池面積は他の沈砂池に比べて大きく（集水域の面積の割にの意図）設計しているとの理解で良いでしょうか？

沈砂池No. 11及び2個の道路排水柵からの排水が南側の既設道路を横切る際には、道路面や側溝に到達するのではなく、道路下部の既存のカルバート（ポリエチレン管等）をそのまま利用してから南側に流下させるとの理解でよろしいでしょうか？

沈砂池 No. 13 は、沈砂池 No. 8 からの排水が沈砂池 No. 13 に流入する可能性を考慮した設計となっています。

南側の既設道路(私有地)には排水施設等ないため、沈砂池 No. 11 等の排水は道路面を流れ谷筋へ流れると想定されます。なお、現状においても当該箇所雨水による洗堀は確認しておらず、大きな影響はないものと認識しています。

27. 強雨時の監視計画について 【水鳥顧問】【準備書 p. 601】

最近の気象状況に鑑み、強雨時の監視計画を追加していただきたい。

沈砂池は定期的に確認し、適宜、浚渫を行うことにより沈砂機能の維持に努め、適切に管理します。工事中においては、強雨時の沈砂池周辺の監視についても計画します。

28. 強雨時の監視計画について 【水鳥顧問】【補足説明資料 No. 27】

評価書では、ご回答いただいた内容を追記願います。

ご指摘を踏まえ、評価書に記載します。

29. 魚類調査地点について 【岩田顧問】【準備書 p. 703、704】

調査地点の環境の概要を丁寧に記述いただき、たいへん参考になりました。なお、記述から理解できるので修正の必要はないと思いますが、例えば、WT-2、WT-3は調査地点が支川であるにも関わらず図10.1.8-18の調査地点では本流を含んで図示されており混乱する可能性がありますので、今後は図示についても御配慮いただけるとよろしいのではないのでしょうか。

ご指摘ありがとうございます。設定根拠と図示についてはわかりやすい表現となるよう今後留意します。

30. 魚種名について 【岩田顧問】【準備書 p. 706】

表10.1.8-59の「ドジョウ類」「カジカ属」についても「類」「属」とした理由を注記することを御検討下さい。

ご指摘踏まえ、評価書において次表の赤字のとおり修正します。

表 10.1.8-59 魚類の地点別・季節別確認種一覧(2/2)

No.	目名	科名	種名	WT-4			WT-5			WT-6		
				春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季	春季	夏季	秋季
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類*1						●			
2	コイ目	コイ科	アブラハヤ	●	●	●						
3			ウグイ				●	●	●	●	●	●
4			モツゴ				●	●	●			
5		ドジョウ科	ドジョウ類*2				●					
6		フクドジョウ科	フクドジョウ				●	●	●	●	●	●
7	ナマズ目	ギギ科	ギバチ					●				
8	サケ目	アユ科	アユ					●				
9		サケ科	アメマス類*3	●	●	●						
10			サクラマス（ヤマメ）				●	●	●	●	●	●
11	スズキ目	カジカ科	カジカ				●	●	●	●	●	●
-			カジカ属*4									
計	4 目	7 科	10 種	2 種	2 種	2 種	6 種	7 種	6 種	4 種	4 種	4 種

注) 1. 目名の表記及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト[令和3年度生物リスト]」に準拠した。

*1「スナヤツメ」には「スナヤツメ北方種」と「スナヤツメ南方種」が含まれるが2種を判別できなかったことから「スナヤツメ類」とした。

*2「ドジョウ類」には「ドジョウ」と「キタドジョウ」が含まれるが2種を判別できなかったことから「ドジョウ類」とした。

*3「アメマス類」には「ニッコウイワナ」と「アメマス（エゾイワナ）」が含まれるが2種を判別できなかったことから「アメマス類」とした。

*4 捕獲した個体が幼魚であり同定できなかったため「カジカ属」とした。

31. 誤記について 【岩田顧問】【準備書 p. 708】

表10.1.8-62のWT-5に取り消し線が残っているようです。

ご指摘の箇所について評価書において修正します。

32. コウモリの録音ファイル数の割合について 【川路顧問】【準備書 p. 817】

ヒナコウモリ科の一種（20KHz）において「カットイン風速以上における録音ファイル数の割合」の算出は、どこかに表もしくは図で示されていますか？

準備書 p652～653 に風速別・高度別の録音ファイル数を示していますが、さらに周波数別での状況は示しておりませんでした。高度ごとの風速別・周波数別での録音ファイル数の状況は下表のとおりです。これらの表から高度 10m 及び高度 50m で記録された 0～30kHz の全録音ファイルのうち、高度 50m かつカットイン風速以上での記録の割合を 36% (6, 054/16, 655) と算出しました。なお、ご指摘踏まえて評価書において表現を修正します。

表(1) 風速別・高度別の録音ファイル数(BH. 1)

設置高度	風速(m/s) 周波数(kHz)	0-1	1-2	2-3		3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12
				2-2.5	2.5-3									
10m	0-30	797	355	115	115	301	165	68	23	12	7	0	0	0
	30-60	110	118	57	31	61	32	33	12	1	2	0	1	0
	60 以上	14	20	7	8	21	13	1	7	2	2	1	1	0
	小計	921	493	179	154	383	210	102	42	15	11	1	2	0
50m	0-30	0	284	97	98	135	220	115	68	15	6	5	1	0
	30-60	11	17	2	2	5	5	18	23	1	1	0	0	0
	60 以上	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	小計	11	301	99	100	140	225	133	93	16	7	5	1	0
風速別合計		932	794	278	254	523	435	235	135	31	18	6	3	0
カットイン風速、ブレード回転域の内外の区分	ブレード回転域外(10m)	1,593			920									
	ブレード回転域(50m)	411			720									
ファイル数合計		2,004			1,640									

注)1. 着色部はカットイン風速以上かつブレード回転域における録音ファイル数を示す。

表(2) 風速別・高度別の録音ファイル数(BH. 2)

設置高度	風速(m/s) 周波数(kHz)	0-1	1-2	2-3		3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12
				2-2.5	2.5-3									
10m	0-30	304	717	612	596	934	718	552	252	63	26	1	0	0
	30-60	36	131	86	143	386	191	88	43	10	3	1	2	0
	60 以上	2	8	10	27	7	15	11	3	0	0	0	0	0
	小計	342	856	708	766	1,327	924	651	298	73	29	2	2	0
50m	0-30	903	1531	1053	1065	1901	1234	756	308	91	33	1	1	1
	30-60	8	18	7	5	17	16	22	2	1	0	0	0	0
	60 以上	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	小計	911	1,550	1,062	1,073	1,922	1,255	784	317	100	42	11	12	13
風速別合計		1,253	2,406	1,770	1,839	3,249	2,179	1,435	615	173	71	13	14	13
カットイン風速、ブレード回転域の内外の区分	ブレード回転域外(10m)	1,906			4,072									
	ブレード回転域(50m)	3,523			5,529									
ファイル数合計		5,429			9,601									

注)1. 着色部はカットイン風速以上かつブレード回転域における録音ファイル数を示す。

33. 爬虫類、両生類への影響予測について 【岩田顧問】【準備書 p. 874、878】

「工事関係車両への接触」についても影響予測を行う必要はありませんか。また、新たに設置する沈砂池が両生類の産卵に利用される可能性はありませんか。

対象事業実施区域内の搬入路を工事関係車両が通行する際には、十分に減速し、車両への接触を未然に防止することから、「工事関係車両への接触」による影響は小さいものと考えています。また、新たに設置する沈砂池が止水環境となる可能性はありますが、降雨後は地下に浸透して常時雨水が湛水しているものではないため、影響は小さいものと考えています。

34. 爬虫類、両生類への影響予測について 【岩田顧問】【補足説明資料 No. 33】

「工事関係車両への接触」について、御回答の内容を評価書に記載することを御検討下さい。

ご指摘を踏まえ、評価書に記載します。

35. 誤記について 【岩田顧問】【準備書 p. 890 ほか】

「本種が生息環境」は「本種の生息環境」ではないでしょうか。

誤記について失礼いたしました。評価書において正しく修正します。

36. 半田山からの景観について 【小島顧問】【準備書 P9, P369, P375, P462, P1086 および P1113】

桑折町長および福島県知事は、半田山からの景観に支障があるとの見解を述べておられますが、P9およびP1086では半田山から風力発電機の視認は出来ないとの記述があり、写真も掲載されていません。一方P1113では、半田山は風力発電機設置位置と近いため、施設存在の環境要因として取り上げられてもいます。本当のところはどうなのでしょう？これは半田山からの景観に関する、地元と事業者側との見解のずれかと思われますが、このような事例があると他地点も心配になります。

配慮書段階において、地形や植生等を考慮せず、風力発電機から眺望点までの距離のみで景観の予測をした結果、半田山山頂から風力発電機が大きく見えるものとなりました。桑折町長意見及び福島県知事意見は、方法書に記載した配慮書段階の予測結果に対して出された意見となっています。

準備書 P. 1098 にお示ししたとおり、半田山の山頂からは、地形等により風力発電機を視認することはできません。また、半田山の山頂からの主要な眺望方向は、風力発電機とは反対側の桑折町市街方面であるため、半田山の景観への影響はないものと考えます。

一方、準備書 P. 1113 は「人と自然との触れ合いの活動の場」の概要及び設定根拠です。半田山を含む半田山自然公園は風力発電機から近いため、地形改変や施設の存在による利用状況等への影響について調査・予測及び評価しています。

なお福島県、桑折町の担当課には半田山からの景観について説明済みであり、現時点において特にコメントをいただいております。

37. タイヤ洗浄後の土砂について 【近藤顧問】【準備書 p. 1135】

環境保全措置にタイヤ洗浄後にたまった土砂についても適切に取り扱う旨を記載しておいた方がよいのではないのでしょうか。

タイヤ等の洗浄場には必要に応じて仮設沈砂池を設ける等、区域外への土砂・水の流出を抑制するための措置を実施する予定です。また、堆積した土砂については、工事完了後に覆土する予定です。

38. 土壌の放射性物質濃度測定結果について 【中村顧問】【準備書 p. 1143】

土壌の放射性物質濃度測定結果が整理されています。このうち、本文中では、リター層の「放射性セシウム (Cs-137) 47～280Bq/kg」と記述されていますが、表を見ますとCs-137の最大濃度はSo-5地点で600となっています。どちらかが誤りだと思いますので、修正ください。

リター層の放射性物質濃度の表記を放射性セシウム (Cs-137) 47～600Bq/kg に訂正し、評価書において適切に修正します。

39. 沈砂池から排出される浚渫土の処分方法について 【水鳥顧問】【準備書 p. 1145】

沈砂池から排出される浚渫土の処分方法について説明してください。

沈砂池の周辺にて自然乾燥させて、敷きならす予定です。

40. 沈砂池から排出される浚渫土の処分方法について 【水鳥顧問】【補足説明資料 No. 39】

評価書では、ご回答いただいた内容を追記願います。

ご指摘を踏まえ、評価書に記載します。

41. 伐採木の管理について 【近藤顧問】【準備書 p. 1146】

「指定廃棄物として申請した伐採木は、必要期間、場内にて適切に管理する。」とありますが、具体的にはどのように管理するのでしょうか。

「指定廃棄物関係ガイドライン（環境省）」に従い、一時保管いたします。